

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業  
に係る環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 1 月

株式会社 A-WIND ENERGY

# 目次

I. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1-1 公告の日	1
1-2 公告の方法	1
1-3 縦覧場所	1
1-4 縦覧期間	1
1-5 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
2-1 公告の日及び公告の方法	2
2-2 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
3-1 意見書の提出期間	3
3-2 意見書の提出方法	3
3-3 意見書の提出状況	3
II. 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	4
別紙 1	8
別紙 2	9
別紙 3-1	10
別紙 3-2	11
別紙 4-1	12
別紙 4-2	13
別紙 5	14

## I. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書を作成した旨を公告し、公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

#### 1-1 公告の日

平成26年11月27日（木）

#### 1-2 公告の方法

1) 平成26年11月27日（木）付けで、下記の日刊新聞紙に公告を掲載した。

・秋田魁新聞（朝刊）

[別紙1参照]

2) 上記の公告に加え、下記のホームページへ掲載した。

・秋田県のホームページに平成26年11月27日（木）から掲載  
(<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1138766091468/index.html>)

[別紙2参照]

・調査会社のホームページに平成26年11月27日（木）から掲載  
([http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf\\_2.html](http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf_2.html))

[別紙3-1～3-2参照]

#### 1-3 縦覧場所

自治体庁舎14箇所及びインターネットの利用により縦覧を行った。

潟上市：潟上市役所天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、追分出張所

男鹿市：男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所

秋田市：秋田市環境部庁舎、秋田市本庁舎（市民談話コーナー）  
西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、  
北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、  
雄和市民サービスセンター

合 計：計14箇所

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、秋田県のホームページから調査会社のホームページにリンクすることにより、閲覧可能とした。

#### 1-4 縦覧期間

縦覧期間は平成26年11月27日（木）から平成26年12月26日（金）まで  
（土曜日、日曜日、祭日を除く）

縦覧時間は午前8時30分から午後5時まで

### 1-5 縦覧者数

潟上市：2名  
男鹿市：1名  
秋田市：3名  
合計：6名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、環境影響評価方法書の記載事項等を周知するための説明会を開催した。

### 2-1 公告の日及び公告の方法

#### 1) 公告の日

平成26年11月27日（木）

#### 2) 公告の方法

① 平成26年11月27日（木）付けで、下記の日刊新聞紙に公告を掲載した。

・秋田魁新報社発行の「魁新聞 平成26年11月27日（朝刊）」

[別紙1参照]

② 平成26年12月1日（月）発行の下記の自治体広報誌に案内を掲載した。

・広報かたがみNo.140 2014年12月1日号

・広報おがNo.141 2014年12月1日号

[別紙4-1、4-2参照]

③ 平成26年11月27日（木）よりホームページに説明会開催案内を掲載した。

([http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf\\_2.html](http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf_2.html))

[別紙3-1参照]

### 2-2 開催日時、開催場所及び来場者数

#### 1) 開催日時

平成26年12月7日（日）

午前部 10：30～12：00 午後の部 14：00～15：30

#### 2) 開催場所

キラ星館（天王グリーンランド内 潟上市天王字江川上谷地 109-2）

#### 3) 来場者数

午前部：10名

午後部：13名

合計：23名

### 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

#### 3-1 意見書の提出期間

平成26年11月27日（木）～平成27年1月16日（金）

#### 3-2 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・各縦覧場所に設置した意見書箱への意見書の投函
- ・事業者への郵送による意見書の提出

意見書の様式を【別紙5】に示す。

#### 3-3 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通であった。

## II. 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、当社に対して意見書の提出は1通で、述べられた環境の保全の見地からの意見は5件、その他の意見は2件の合計7件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく環境影響評価方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解  
(環境の保全の見地からの意見)

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 地形及び地質の状況</p> <p>事業実施区域及びその周辺地域の地形区分図 3-1-7 に西部低地の秋田砂丘地に位置している。秋田湾周辺の秋田砂丘地には、地形分類の砂礫台地と三角洲低地が分布し、未固結の砂丘地が分布している。日本地形レッドデータブック(1994年 古今書院)で選定された秋田砂丘であり、対象事業実施区域も含まれている。よって保存すべき地形であり、完新世の浜堤列の上に発達した横列砂丘であり、典型的な形状を示しているもので保存すべきが望ましい地形である。森林法の立場からも歴史的な保安林としても保存すべきである。又海岸法から見ても大事な生活上(津波等)から考えても保護対策上大切な資源であり用途規制や保安林としての防風、飛砂管理責任があるのではないか(県管理)。よって用途規制か保全対策の明記を望むものである。</p>	<p>地形及び地質の状況につきましては、方法書 p. 6-36～6-37 の表 6-2-10 (1)～(2) に示したとおり、調査の実施により地形及び地質の状況を把握し、その結果を踏まえ適切に予測及び評価を行います。</p> <p>保全対策につきましては、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
2	<p>2. 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果</p> <p>表 4-1-3 表より</p> <p>1) 騒音及び超低周波音</p> <p>事業実施想定区域の周辺地域には住居及び公共の施設があり、稼働による騒音及び超低周波音の影響があり十分に配慮する必要がある。</p> <p>住居数 132 戸(江川 14、棒沼台 118 戸)、保育所 2 ヶ所、病院 1 ヶ所、学校 1 ヶ所、図書館 1 ヶ所、福祉施設 2 ヶ所</p>	<p>騒音及び超低周波音につきましては、方法書 p. 6-21～6-29 の表 6-2-5 (1)～(3)、表 6-2-6 (1)～(2)、表 6-2-7 (1)～(2) 及び図 6-2-3～図 6-2-4 に示したとおり、調査の実施により騒音及び超低周波音の状況を把握し、その結果を踏まえ適切に予測及び評価を行います。</p> <p>保全対策については、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>
3	<p>2) 風車の影(シャドーフリッカー)</p> <p>風力発電機のローター径の約 10 倍(920m)で発生するものであり、事業実施想定区域の周辺地域には住居及び公共施設があり、風車の影の影響があり、精神的な心痛がある可能性があり、この対策等も考慮する必要がある。諸外国ではガイドライン(指針)が図られる様に検討中とされている。</p>	<p>風車の影(シャドーフリッカー)につきましては、方法書 p. 6-38～6-40 の表 6-2-11 (1)～(2) 及び図 6-2-6 に示したとおり、調査の実施により土地の利用状況及び地形の状況等を把握し、その結果を踏まえ適切に予測及び評価を行います。</p> <p>保全対策については、予測結果を踏まえ検討を行い準備書に具体的に明記致します。</p>

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
4	<p>3) 鳥類（バードストライク障害）</p> <p>風力発電機のブレード、タワー等への接近、接触等によりバードストライク障害があり、自然保護の立場から、又、バックヤードに八郎潟があり、将来的にラムサール条約潜在候補地でもあり、又、日本海に突出している地形の男鹿半島があり、渡り鳥が多くあり、タカ、ミサゴの繁殖地もあり、現地調査を十分にする様に望むものである。昨今、野鳥の生息密度が 1/4 に減少との報告もあり心配を致しております。</p>	<p>渡り鳥及び猛禽類等の鳥類につきましては、方法書 p. 6-41～6-45 の表 6-2-12 (1)～(5) 及び p. 6-47～6-49 の図 6-2-7 (2)～(4) に示したとおり、調査については八郎潟調整池、男鹿半島、ラムサール条約潜在候補地の大潟村の存在、及び猛禽類繁殖地の存在の環境特性を踏まえて計画しております。また、調査手法等についてはバードストライクの影響を考慮した手法と考えております。</p> <p>今後、調査の実施により鳥類の生息状況を的確に把握し、その結果を踏まえ適切に予測、評価を行います。</p> <p>調査、予測及び評価の結果につきましては、準備書に詳細に明記致します。</p>
5	<p>3. 環境影響の総合的な評価</p> <p>騒音、低周波音、電波障害（フラッター）、風車の影（シャドウフリッカー）は環境保全措置法の方針から将来的に（数年後）心身に物的な苦情の原因となる見込があり、本事業に伴う障害がある場合、その状況に応じて至急に対策を施すことが出来る様に町内会及び自治会等と協定書を結ぶ様にお願い致します。</p> <p>NEDO 作成の風力発電ガイドブック及び地方公共団体の条例等で実施する風力発電による「健康被害の実例」では、全国で（平成 22 年度）<u>※389 箇所</u>のうち、<u>64 箇所の苦情があり、その内 39 箇所で夜間停止、25 箇所で裁判中又は係争中となっている</u>。特に超低周波は人間には聞こえないもので共通症状は睡眠障害、頭痛、耳鳴、めまい、吐き気、心拍数の増加、高血圧症、ストレス症、医学的な風力発電による「振動音響病、慢性騒音外傷」等があり 1～3km 離れた場所で多くの被害が発生している。NC 曲線は 25～30 を超えた場合となっている。騒音は主にナセル部分とブレードから発生する風切音である。よって夜間停止、出力制限、時間停止、協定書作成、発電実績の報告の厳格化等である。</p> <p>調査項目については、調査、予測、評価及びその対策を行い関係機関、専門家、地域住民との協議、調整を十分に行い、その上で実施することを望む。</p> <p>現在の日本の根本的な問題で企業活動が全てに優先されて、生活者や自然環境の問題はほとんど考えていない現状であり、民主主義でもなく社会主義でもない会社主義ともいえる日本である。環境アセスメントは持続可能な社会をつくるための必須のツールであり、その本質と現状を十分理解されて計画実施される様にお願い申し上げます。</p>	<p>環境影響の総合的な評価につきましては、方法書の第 6 章に示したとおり、調査、予測及び評価を適切に行ってまいります。また、必要に応じて関係機関や専門家との協議、調整を十分に図るとともに、住民の要望に応じて勉強会や説明会等を実施し、持続可能な社会をつくるため最大限努力していきたいと考えております。</p> <p>注) 意見として記載された※の文章は、出典が「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（平成 23 年 環境省）及び「添付資料 風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査」（平成 22 年 環境省）であり、正しい記載内容は「回答があった 389 箇所の風力発電施設のうち、騒音・低周波音に関する苦情が寄せられたり、要望書が提出されたりしたことがあるものは 64 箇所でした。そのうち、調査時点で苦情等が継続中のものが 25 箇所、終了したものが 39 箇所でした。」となっております。</p>



環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解  
(その他の意見)

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 自然環境関係法令等</p> <p>表 3-2-27 指定状況示すとおり</p> <p>秋田県自然環境保全条例 周辺地域 ○</p> <p>ラムサール条約 滞在候補地約 3 km ○</p> <p>森林法 保安林 ○</p> <p>砂防法 砂防指定地 ○</p> <p>急傾斜地災害防止 区域 ○</p> <p>地すべり等防止法 区域 ○</p> <p>海岸法 海岸保全区域 ○</p> <p>鳥獣保護区等の指定状況</p> <p>追分鳥獣保護区 420ha ○</p> <p>以上、森林法、海岸法対象区域となっているが、具体的な対策等がまったくない。津波や環境上人命を守るという視点から具体的な保護対策を明記するべきと思うが。</p>	<p>自然環境関係法令等に関する事項につきましては、方法書 p. 3-128～3-189 へ記載した自然環境関係法令等に基づく指定及び設定状況を踏まえ、方法書 p. 8-16 に記載したとおり、工事用道路は既存道路を利用し、事業による改変面積は最小限とする計画としております。</p> <p>今後、適切に調査、予測を行い、その結果を基に必要な保全対策を検討し、準備書に具体的に明記致します。</p>
2	<p>2. 電波障害（フラッター障害）</p> <p>電波の送信点に対する見通しが悪く、受信状況が不良な地点が起り得る場合があります、局地的に受信レベルの低い家屋においてはフラッター障害が起りうるものと予測される。十分な明細な調査を望むものである。</p>	<p>電波障害（フラッター障害）につきましては、テレビ電波（地上デジタル放送）の受信状況について調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、調査、予測及び評価の手法とその結果につきましては、準備書に詳細に明記致します。</p>

日刊新聞紙における公告〔秋田魁新聞（朝刊）〕平成 26 年 11 月 27 日（木）掲載

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会開催について

- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社 A・WIND ENERGY  
代表取締役 千田 邦宏
- 二、第一種事業の名称(仮称) 潟上海岸における風力発電事業
- 三、第一種事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類  
風力
- 四、第一種事業により設置されることとなる発電所の出力  
最大 4 万 4 千 6 5 0 キロワット
- 五、第一種事業実施想定区域 秋田県潟上市天王字浜山地内
- 六、方法書の縦覧及び公表の方法並びに期間  
縦覧場所  
潟上市役所 天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、  
追分出張所  
男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所  
秋田市  
秋田市本庁舎、秋田市環境部庁舎、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター

縦覧期間 平成 26 年 11 月 27 日～平成 26 年 12 月 26 日  
(土曜、日曜、祝日を除く)

縦覧時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

電子縦覧 URL [http://www.nskankyō.co.jp/katagami/pdf\\_2.html](http://www.nskankyō.co.jp/katagami/pdf_2.html)

七、意見の提出  
「方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所、方法書の名称、ご意見を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、ご郵送(平成 27 年 1 月 16 日(金)消印有効)ください。  
意見書の提出先 株式会社 A・WIND ENERGY  
〒010-0921 秋田県秋田市大町二丁目 4 番 44 号

※意見書に記載された個人情報、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

八、住民説明会の開催  
会場 キラ星館(天王グリーンランド内)  
日時 平成 26 年 12 月 7 日 午前 10 時 30 分～午後 2 時 30 分  
平成 26 年 12 月 12 日 午前 10 時 30 分～午後 2 時 30 分

九、公告事項へのお問い合わせ先  
株式会社 A・WIND ENERGY  
電話 018-823-0151

ホームページによる掲載 [秋田県のホームページ]

美の国あきたホーム>組織別案内>生活環境部>環境管理課> (仮称) 潟上海岸における風力発電事業

[2014年11月27日 更新]

**(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価の概要**

事業名	(仮称) 潟上海岸における風力発電事業	
事業者	株式会社A-WIND ENERGY	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	潟上市天王字浜山地内	
関係地域	秋田市、潟上市、男鹿市	
事業の規模	最大44,650kW (2,350kW級風力発電機を最大19基設置)	
公 告	公表日	平成26年8月7日
	縦覧期間	平成26年8月8日～9月8日
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成26年9月8日(消印有効)
	意見数	-
	知事意見	平成26年10月20日(添付資料のとおり)
公 告	公告日	平成26年11月27日
	縦覧期間	平成26年11月27日～平成26年12月26日
	縦覧場所	潟上市役所天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、追分出張所、男鹿市役所、船越出張所、船越出張所、秋田市本庁舎、秋田市環境部庁舎、西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	意見提出期限	平成27年1月16日(消印有効)
	意見数	
知事意見		

## ホームページによる掲載 [調査会社のホームページ]

「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表について

平成26年11月27日

株式会社 A-WIND ENERGYでは、潟上市天王字浜山地区内において風力発電事業を計画しております。この度、環境影響評価における「方法書」の掲載を以下のとおり実施いたします。

1. 事業者の名称 株式会社 A-WIND ENERGY  
 代表者の氏名 代表取締役 千田 邦宏  
 住所 秋田県秋田市大町2丁目4-44
2. 対象事業の名称 (仮称) 潟上海岸における風力発電事業  
 種類 風力発電  
 規模 発電所出力 最大44,650キロワット、風力発電機の基数 最大19基
3. 対象事業実施区域 秋田県潟上市天王字浜山地区内
4. 縦覧の場所 潟上市 潟上市役所天王庁舎、昭和庁舎、飯田川庁舎、追分出張所  
 男鹿市 男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所  
 秋田市 秋田市環境部庁舎、秋田市本庁舎(市民談話コーナー)  
 西部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター、  
 北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、  
 雄和市民サービスセンター
5. 縦覧の期間、及び時間  
 期間 平成26年11月27日(木)～平成26年12月26日(金)  
 時間 午前8時30分から午後5時00分まで  
 \* 閉庁・閉館日時をのぞきます。  
 インターネットによる公表 ホームページURL  
[http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf\\_2.pdf](http://www.ns-kankyo.co.jp/katagami/pdf_2.pdf)
6. 意見書の提出について  
 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、平成27年1月16日(金)までに下記の問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。
7. 住民説明会の開催について  
 開催日時 平成26年12月7日(日) 午前の部 10:30～12:00  
 午後の部 14:00～15:30  
 ※午前と午後は同じ内容の説明となります。お好きな方にご出席ください。  
 開催場所 キラ星館(天王グリーンランド内 潟上市天王字江川上谷地109-2)
8. この件に関する問い合わせ先  
 〒010-0921 秋田県秋田市大町2丁目4-44  
 株式会社 A-WIND ENERGY  
 TEL 018-823-0151

## ホームページによる掲載 [調査会社のホームページ]

「(仮称) 湯上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表について

平成26年11月27日

株式会社 A-WIND ENERGY

当社は、平成26年11月27日付で環境影響評価法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 湯上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届出いたしました。  
方法書及び要約書を、環境影響評価法第7条の規定に基づき公表します。

「(仮称) 湯上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の公表について


表紙・目次

 PDF

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 PDF


第2章 対象事業の目的及び内容

 PDF

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

 PDF


第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

 PDF

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

 PDF


第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 PDF

第7章 配慮書に対する行政機関の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解

 PDF

第8章 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

 PDF


第9章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

 PDF

要約書

 PDF

意見書

 PDF

(仮称) 湯上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書の提出について (意見書様式)

方法書及要約書は、平成26年11月27日(木)～平成26年12月26日(金)の間中は縦覧が可能です。ただし、印刷することはできません。

〈問い合わせ先〉

株式会社 A-WIND ENERGY

TEL 018-823-0151 (平日9時～17時)

「(仮称) 潟上海岸における  
風力発電事業」住民説明会  
開催のご案内

潟上市天王字浜山地区内の県有地において、「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業」を計画しています。環境影響評価法第6条に基づいた住民説明会を開催します。

と き 12月7日(日)

・ 午前の部 10時30分～12時

・ 午後の部 14時～15時30分

※ご都合の良い時間にお越しください。

と ころ キラ星館

(天王グリーンランド内)

内 容 事業計画の概要ならびに環境影響評価

お問い合わせは…

株 A・WIND ENERGY

(☎8233・0151)

自治体広報誌への掲載 [広報おがNo.141 2014年12月1日号]

## 「(仮称)潟上海岸における風力発電事業」 住民説明会開催のご案内

潟上市天王字浜山地内の県有地において「(仮称)潟上海岸における風力発電事業」を計画し、環境影響評価法第6条の規定に基づき方法書の届け出をいたしました。つきましては、同法律に基づき、地域の皆さまに事業計画の概要ならびに環境影響評価の内容を説明させていただくため、下記の日程にて住民説明会を開催いたします。

日 時 / 12月7日(日)

午前の部 10時30分～12時

午後の部 1時～15時30分

(午前と午後は同じ内容です。お好きな方にお越しください)

場 所 / キラ星館 (天王グリーンランド内)

▶ 問い合わせ / 株式会社A-WIND ENERGY

(秋田市大町2丁目4-44) ☎018-823-0151

環境影響評価方法書に対する意見記入用紙

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価

環境影響評価方法書に対する意見書

平成 年 月 日

事業者

株式会社 A-WIND ENERGY 宛

〒

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

環境影響評価方法書に対する意見の内容

※意見書の提出期間：平成 26 年 11 月 27 日（木）～平成 27 年 1 月 16 日（金）

※意見書の提出方法：備え付けのご意見箱にご投函下さい。また、下記の事業者までご郵送頂いても構いません（平成 27 年 1 月 16 日必着）。

※問合せ先：名 称 株式会社 A-WIND ENERGY  
所在地 秋田県秋田市大町 2 丁目 4-4 4  
TEL・FAX 018-823-0151